

令和4年度

## 山陽小野田市自立支援協議会

と き：令和5年1月26日（木）14：00～

ところ：高千帆地域交流センター分館  
第1，第2会議室（2階）

### 会 議 次 第

- 1 部長あいさつ
- 2 委員紹介
- 3 議事
  - (1) 相談支援の状況について
  - (2) 地域課題への取組みについて
  - (3) 就労部会（専門部会）の立ち上げについて
  - (4) 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係るアンケートについて
  - (5) その他

### 資料目次

○山陽小野田市自立支援協議会委員名簿	1
○相談支援の状況について	2
○地域課題への取組みについて	6
○就労部会（専門部会）の立ち上げについて	10
○障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係るアンケート について	12
○山陽小野田市自立支援協議会規則	15

## 山陽小野田市自立支援協議会委員名簿

任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日

1	山陽小野田精神保健家族会		池田 はるみ
2	小野田心和園	精神保健福祉士	入来 芳枝
3	指定障害福祉サービス事業所まつば園	職業指導員	岩本 拓真
4	社会福祉法人神原苑	管理者	澤村 知美
5	宇部公共職業安定所	次長	永岡 英憲
6	山陽小野田市民生児童委員協議会	副会長	中村 尚子
7	山口大学大学院医学系研究科	講師	長谷 亮佑
8	山陽小野田医師会	理事	廣田 勝弘
9	光栄会障害者就業・生活支援センター	所長	藤井 淳
10	山陽小野田市社会福祉協議会	地域生活支援センター 主任	瀬口 美砂
11	一般公募		牧 憲一郎
12	山陽小野田市障害者協議会	会長	宮川 力雄
13	一般公募		村上 美喜子
14	山陽小野田市手をつなぐ育成会	副理事長	長岡 忠男
15	山陽小野田市介護支援専門員連絡協議会	会長	山下 聡之
16	山口県宇部健康福祉センター	主任	村田 二郎
17	相談支援事業所のぞみ	相談支援専門員	吉見 兆生
18	山陽小野田こども発達支援センター とことこ	施設長	吉水 多加志
19	山陽小野田市学校教育課	指導主事	山縣 利恵
20	山陽小野田医師会訪問看護ステーション	管理者	渡辺 芳枝

## 1 相談支援の状況について

相談支援事業所での相談状況について

「相談支援事業所のぞみ」に24時間365日体制での相談支援事業を委託しており、相談件数は次のとおりである。

### (1) 相談件数 (件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度(4月～12月)
新規	162	165	106
再来	1441	1434	909
合計	1603	1599	1015

### (2) 障がい別相談件数 (件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度(4月～12月)	
① 身体障がい	36	32	27	14.1%
② 重度心身障がい	0	0	0	0%
③ 知的障がい	86	54	36	18.7%
④ 精神障がい	92	87	90	46.9%
⑤ 発達障がい	56	91	33	17.2%
⑥ 高次脳機能障がい	4	11	5	2.6%
⑦ その他	4	3	1	0.5%
合計	278	278	192	100.0%

### (3) 支援方法別相談件数 (件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度(4月～12月)	
① 訪問	162	109	93	10.0%
② 来所	77	87	38	4.0%
③ 同行	63	72	41	4.4%
④ 電話	373	444	278	29.8%
⑤ メール	0	0	11	1.2%
⑥ 個別支援会議	46	19	24	2.6%
⑦ 関係機関との連絡	770	749	448	48.0%
⑧ その他	0	0	0	0%
合計	1491	1480	933	100.0%

## (4) 相談内容別件数

(件)

	令和2年度	令和3年	令和4年度(4月~12月)	
① 福祉サービスの利用等	672	923	627	46.7%
② 障がいや病状の理解	19	4	4	0.3%
③ 健康・医療	28	30	18	1.3%
④ 不安の解消・情緒安定	299	298	245	18.3%
⑤ 保育・教育	14	13	5	0.4%
⑥ 家族関係・人間関係	71	48	64	4.8%
⑦ 家計・経済	46	41	8	0.6%
⑧ 生活技術	11	12	15	1.1%
⑨ 就労	75	52	56	4.2%
⑩ 社会参加・余暇活動	0	1	0	0%
⑪ 権利擁護	3	24	0	0%
⑫ その他	701	509	300	22.3%
合計	1,939	1955	1342	100.0%

## ◆令和4年度における相談内容

① 福祉サービスの利用等	情報提供、施設見学同行、サービス利用開始に関する支援
② 障がいや病状の理解	統合失調症の理解、知的障がい者の理解
③ 健康・医療	精神科受診に関する支援、コロナ受診に関する支援(相談窓口等の等の紹介)
④ 不安の解消・情緒安定	情緒の安定、生活の不安解消、将来の不安解消
⑤ 保育・教育	療育についての相談
⑥ 家族関係・人間関係	家族関係、職場の人間関係、知人との関係
⑦ 家計・経済	障がい基礎年金申請
⑧ 生活技術	ごみ処理に関する相談、片付け・清掃に関する情報提供
⑨ 就労	一般就労に関する支援
⑩ その他	関係機関との連携、情報共有、個別支援会議

(5) 地域生活支援拠点整備による実績

平成31年4月1日に地域生活支援拠点の整備を行っている。

(ア) 相談件数

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度(4月~12月)
実件数	26	32	25
延件数	76	111	101

(イ) 実件数の障がい別内訳

(件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度(4月~12月)
① 身体障がい	1	4	2
② 知的障がい	8	8	11
③ 精神障がい	10	10	8
④ 児童	7	10	4
合計	26	32	25

(ウ) 夜間・休日の相談延件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度(4月~12月)
① 夜間	12	3	0
② 休日	13	0	0
合計	25	3	0

(エ) 対応内容(予定を含む)

① 困難事例への対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・ひきこもり支援・グループホーム利用調整</li><li>・一般就労継続支援・サービス利用支援</li><li>・施設見学、施設訪問・個別支援会議への参加</li><li>・保育園利用調整・病院訪問・家族支援・医療観察制度</li></ul>
② 地域の相談支援体制強化の取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・市内の相談支援事業所への支援</li><li>・身体障がい者相談員、知的障がい者相談員研修会への参加</li><li>・小・中学校、支援学校との連絡調整</li></ul>
③ 地域移行・地域定着の取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・精神科病院入院中の方の退院支援及びグループホームへの引率</li></ul>
④ 成年後見制度利用支援の取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設利用に関する契約の調整</li><li>・生活用品購入に関する金銭の受渡し及び管理援助</li></ul>
⑤ 虐待防止に関する取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・職場内での虐待相談対応</li></ul>
⑥ 医療的ケア児に関する取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・医療的ケア児連絡会議への参加</li></ul>

(オ) 地域生活支援拠点整備事業における事前登録について

家族の入院等緊急時に、障がいのある方へ医療や障がい福祉サービスの調整を行うためには、状況把握が必要になる。早急に調整を行うためには、障がいのある方がどのような支援が必要なのか、どのような医療を受けておられるのか、またどのような事に気を付けていかなければならないか等の情報が必要となるため、同意をいただいた上で、事前に状況の登録を行うこととしている。

① 訪問対象者 ※下記のうち、障害福祉サービスを利用していない方

R 1	療育手帳所持者のうち、本人 40 歳以上、同居家族 70 歳以上のみの方	10 人
R 2	療育手帳所持者のうち、本人 20 歳以上、同居家族 70 歳以上のみの方	2 人
R 3	身体障害者手帳所持者のうち、視覚、聴覚の障害 1 級 2 級の本人 40 歳以上、同居家族 70 歳以上のみの方	4 人+登録希望者（療育手帳所持者）
R 4	R1 の対象者のうち、未登録者	5 人

※今後は対象を拡大するとともに、過去と同じ条件での新たな対象者の抽出も行うこととしている。

② 訪問結果（R 4）

【1名の事前登録あり】

家族構成	状況
1 本人・父母の3人暮らし	父は要介護4、本人ができないこと（洗濯、掃除）は母が行っている。今は良いが先のことを考えると不安。前は登録しなかったが、今回は登録を希望。

【事前登録なしの理由】

- ・今のところ困ってはいない。
- ・登録は父母のどちらかが支援ができなくなった時に行いたい。
- ・訪問をきっかけに就労サービスの利用を検討。

【訪問時の声】

- ・事前登録や相談窓口を知ることができてよかった。
- ・親が高齢になるにつれて、今後の生活に漠然とした不安を持っていた。事前登録が安心の要素になった。

③ 訪問後の取組み

登録者に対して毎年、状況の確認を行っていく。（情報の更新）

## 2 地域課題への取組みについて

### (1) 定例会

(ア) 目的：地域の課題について、地域の関係者が定期的に集まり、情報共有及び協議を行うために、定例会を行う。

- ① 関係機関との顔の見えるネットワークを構築し、連携強化を図る。
- ② 相談状況や事業所の現状を把握する。
- ③ 相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所の資質の向上を図る。

(イ) 開催日時：原則毎月第1木曜日 13:30～15:00

(ウ) 参加者：相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所（障がい児・者通所施設、入所施設等）、社会福祉協議会、訪問看護事業所、障害者就業・生活支援センター、医療機関等

(エ) 令和4年度の内容・参加者数

開催日	内容	参加人数
4月7日	事務連絡、情報交換、ウォーミングアップ（手話）	25人
5月12日	研修「災害への備え」 （総務課危機管理室）	29人
6月2日	研修「身近にひそむ消費者トラブル」 （生活安全課）	25人
7月2日	研修「地域生活支援拠点～施設から地域へ」 （相談支援事業所のぞみ）	34人
8月4日	研修「家庭児童相談員の役割と要保護児童・家庭の支援について」 （子育て支援課）	23人
9月6日	研修「地域生活支援拠点②～施設から地域へ～」	29人
10月6日	施設紹介（みつば園）	13人
11月4日	研修「成年後見センター～機能と連携を考える～」 （高齢福祉課）	27人
12月8日	施設見学（グループホームいちえ）	23人
1月6日	権利擁護研修「虐待予防について」 （山口県社会福祉協議会）	22人
2月2日	障害者就業・生活支援センターとの連携強化 就労ミニワークの取組報告	
3月2日	情報交換、次年度について	

※昨年同様 ZOOM と対面の 2 方式での開催。施設見学は人数制限をかけて実施。

(2) 運営委員会

(ア) 協議会の円滑な運営及び、施策の推進のために運営委員会を置く

(イ) 開催頻度：3か月に1回

(ウ) 参加者：相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、社会福祉協議会、障害者就業・生活支援センター、行政（障害福祉課）

(エ) 令和4年度参加者数

開催日	参加人数
6月2日	5人
9月8日	6人
12月8日	6人
3月2日	

◆定例会・運営委員会で報告された課題

課題	詳細・対応等
障がいに対する理解の促進	◆地域の方の障がいに対する理解が必要 【対応】 1 あいサポーター研修など、障がいの理解に関する研修会の開催 2 精神保健福祉講座での障がいの理解に対する普及啓発の継続 3 健康フェスタでのPR 4 FMスマイルウェ〜ヴでのPR
精神障がい者の地域包括ケアシステム	◆地域移行を支援するうえで、家族と本人、医療機関と支援者の意識のズレがある ◆地域移行が進まない 【対応】 1 ケースに応じた支援や体制づくりを進めていくことでシステムづくりにつながる 2 施設や病院から地域に戻ることが決まれば、早い段階で意見のすり合わせを行うことでズレを解消し、本人に寄り添った支援を行う 3 相談支援事業所と病院との連携強化 4 地域生活支援拠点の機能強化
成年後見・権利擁護	◆成年後見制度の利用が進まない ◆イメージがつきにくい ◆手続きが分かりにくい ◆手続きが大変、面倒というイメージがある 【対応】 1 制度について正しく知ってもらうため、普及啓発・周知を図る 2 福祉従事者が制度を正しく理解し、必要と思われる方に正しく伝えることができるように研修等で学ぶ機会を作る



消費者トラブル	<p>◆障害のある方が消費者トラブルに巻き込まれても、当事者や関係者からの相談がない限り、発見・介入が難しい</p> <p>【対応】</p> <p>1 消費者支援センターの役割を支援者が理解し、必要に応じて相談する（相談を勧める）</p>
災害	<p>◆事業所における防災計画があるが、定期的に見直しがされていない</p> <p>◆避難所を知らない利用者がいる</p> <p>◆避難のタイミングが難しい</p> <p>【対応】</p> <p>1 福祉従事者が災害時の備えを正しく理解し、必要と思われる方に正しく伝えることができるように研修等で学ぶ機会を作る</p> <p>2 単身世帯や、視覚障害者、聴覚障害者は把握し、安否確認が取れるようにしておく</p> <p>3 緊急時に連絡が取れる手段を確保しておく</p>
障害福祉サービス	<p>◆グループホーム入居者の高齢化</p> <p>◆介護保険への移行がスムーズにいかない</p> <p>【対応】</p> <p>1 65歳に達する前から、将来を見据えての話をしていく</p> <p>2 ケアマネとの連携</p>
就労	<p>◆障がい種別では発達障がいが増えてきている傾向にある。求人があっても本人の希望とのマッチングが難しい</p> <p>◆就労に当たり、健康管理と日常生活の土台ができていない方が多い（体調を崩しやすい、欠席が多い）</p> <p>◆就労サービス事業所の普及啓発が不足</p> <p>【対応】</p> <p>1 各関係機関が連携してサポートする</p> <p>2 専門機関との連携による支援体制の確立などに取り組む。</p> <p>3 就労ミニワーク→就労部会</p>
家族支援	<p>◆保護者の障がいへの受容が困難な場合がある</p> <p>◆保護者や家庭に支援が必要なケースが増えている印象がある</p> <p>◆障がいも悩みの度合いも違う</p> <p>◆利用者本人だけでなく、家族の理解やサポートがないと支援が難しい。</p> <p>【対応】</p> <p>1 対応について事業所と保護者が共有し、事業所だけではなく、家庭においての関わりにも取り入れてもらう。</p> <p>2ペアレントメンターの養成が必要である。（保護者間で話をすることが必要なことがある。）</p>

(3) 専門部会 権利擁護部会

(ア) 目的：障がい者の権利擁護や虐待防止を推進するために関係機関と連携し、ネットワークづくりと普及啓発を行う。

(イ) 参加者：相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、光栄会障害者就業・生活支援センター、社会福祉協議会、行政（障害福祉課）

(ウ) 令和4年度の内容・参加者数

◆今年度のテーマ「障がい者の虐待予防」

開催日	内容	参加人数
6月2日	部会の活動内容について	5人
11月20日	SOS健康フェスタ	7人
11月24日	FMスマイルウェ〜ヴ	2人
12月2日～ 12月9日	障がい者週間に併せて、厚狭地区複合施設で市内障がい福祉サービス事業所利用（児）者の作品を展示 市役所ロビーでは厚狭地区複合施設の作品展示の様子をパネル展示。	17事業所
1月5日	権利擁護研修「虐待予防について」(山口県社会福祉協議会)	22人
2月18日	精神保健福祉講座「精神疾患の正しい理解と対応について～地域で支える発達障がい～」(片倉病院)	

### 3 就労部会（専門部会）の立ち上げについて

#### (1) 部会名

就労部会

#### (2) 目的

各事業が連携を深め、工賃向上等に向けて取り組み、障がいのある人の就労を支援することで、障がいのある方が働き続けることができる地域を目指す。

#### (3) 参加事業所

- ① (株) 凜と いちえ (B型)
- ② ジョブ. プレイス (移行)
- ③ ワークあけぼの (B型)
- ④ スマイルサポート (B型)
- ⑤ 第2スマイルサポート (B型)
- ⑥ いちご (B型)
- ⑦ グリーンヒル山陽 (B型)
- ⑧ まつば園 (B型) (移行) (定着)

#### (4) 活動内容

- ① 就労支援事業所の周知
  - ・ 事業所マップの作成
  - ・ 事業所紹介のための共通の情報ツールの作成
- ② 事業所間の情報交換及び交流の場 (年4回程度)
- ③ 収益イベントへの参加
- ④ 共同受注等の体制づくり

#### (5) 立ち上げまでの経緯

会議の流れ	内容 (課題や意見など)
R3. 11. 4 <u>第1回就労ミニワーク開催</u> ● 就労支援事業所ミニワークシート(各事業所が事前に作成したサービス内容や利用者確保に向けての取り組み)を見ながら意見交換を行う。 ● 就労ミニワーク終了後アンケート実施。	課題：事業所同士の繋がりや連携がない。 ❖ 各事業所が行っている利用者への支援や業務内容がわからない。 ❖ 工賃アップや収益アップへの取り組み。 ● 利用者の工賃アップの為各事業所が取り組んでいること。 ● 収益イベントを共同で実施することにより事業所の収益アップ、利用者の工賃アップと活躍の場を提供できるのではないかと。 ● 利用者が就労事業所を選ぶ基準は？ ● 今後の開催についてなど。

会議の流れ	内容（課題や意見など）
<p>R4. 2. 3</p> <p><u>第2回就労ミニワーク開催</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1回就労ミニワークアンケート集計結果報告。</li> <li>● 事業所が抱える課題について意見交換。</li> </ul> <p>終了後にアンケートを実施。</p>	<p>課題：今後の開催をどうするか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 事業所同士の交流を深め、利用者に対してより良い支援を目指す為意見交換を行う。</li> <li>● 2～3 事業所で事務局を作り、定期的に開催していくことで決定。</li> <li>● 利用者確保や工賃アップに向けて。</li> <li>● 利用者の高齢化について。</li> </ul> <p>事務局の立候補・推薦。開催頻度・目標・活動内容・各事業所への質問など。</p>
<p>R4. 5. 12</p> <p><u>第3回就労ミニワーク開催</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2回就労ミニワークアンケート集計結果報告。</li> <li>● 就労支援事業所マップの制作について。</li> <li>● 事業所同士の意見交換。</li> </ul> <p>事業所紹介のための共通の情報ツールの制作の為のアンケートを実施。</p>	<p>課題：今後の運営について</p> <p>まとめ役や目標、活動内容が決まっていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務局の決定・開催頻度・目標・活動内容の決定。他市や他県で作成されている事業所マップや情報ツールを見ながら意見交換。</li> <li>● 業務委託の仕事について。利用者の仕事ぶりが評価され施設外就労の回数が増えており、工賃アップに繋がっている。</li> </ul> <p>掲載内容についてアンケート実施。</p>
<p>R4. 8. 4</p> <p><u>第4回就労ミニワーク開催</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所共通の情報ツールについてのアンケート結果報告。</li> <li>● 共同販売と展示イベントについて。</li> </ul> <p>事業所同士の意見交換。</p>	<p>課題：就労支援事業所を周知できていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 事業所同士のつながりを深める。</li> <li>● 事業所共通の情報ツール掲載項目の決定。</li> <li>● SOS 健康フェスタへの参加の提案。</li> </ul> <p>暑さ対策として利用者に対して、水分補給の徹底・冷却タオルなどを支給している。</p>
<p>R4. 11. 10</p> <p><u>第5回就労ミニワーク開催</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所共通の情報ツールの進捗報告及び意見交換。</li> </ul>	<p>課題：就労支援事業所の周知。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 事業所同士の交流や就労系サービス、利用者のことをアピールする場が少ない。</li> <li>● 情報ツール作成段階における掲載内容の確認や意見交換。</li> </ul>

就労部会を立ち上げよう！！！！

(6) 今後の活動予定

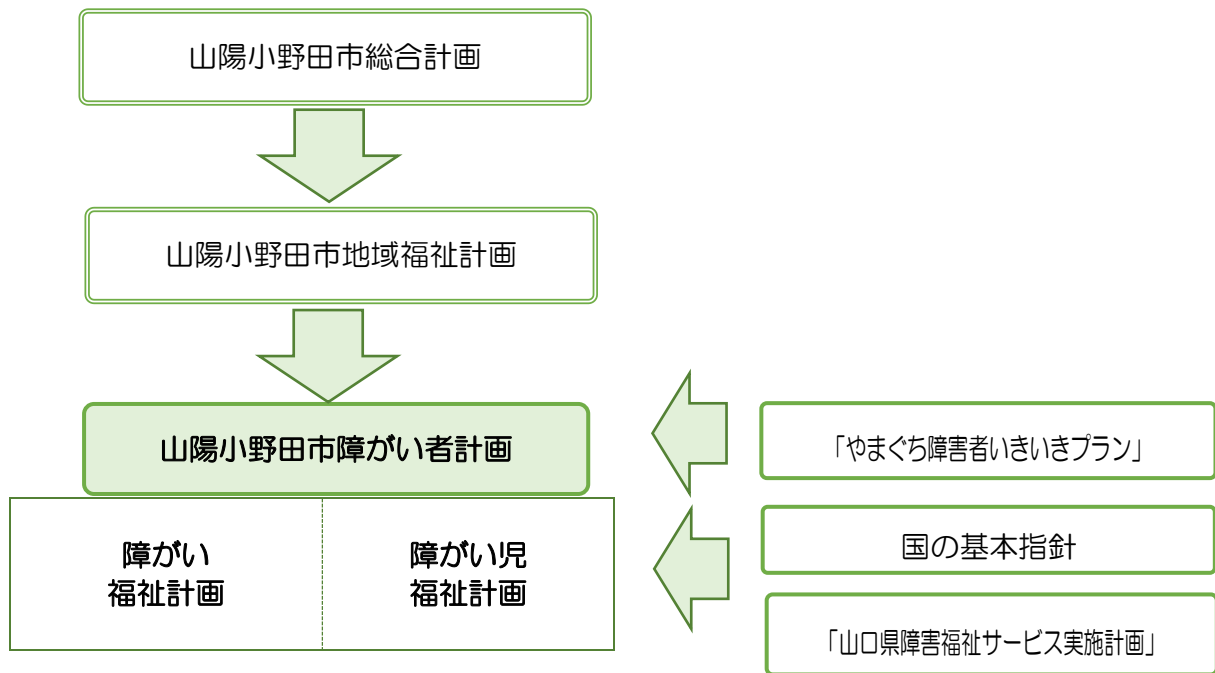
R5. 2. 2 第6回就労ミニワークの開催 13：30～15：00（予定）

- ナカポツとの連携・就労ミニワークについて

## 4 第5次障害者計画第7期障がい福祉計画及び

### 第3期障がい児福祉計画等のためのアンケートについて（報告）

#### 1 計画の位置づけ及び性格



#### ○山陽小野田市障がい者計画

「障害者基本法」を根拠とする「障害者基本計画」です。

「山陽小野田市障がい者計画」は、「山陽小野田市総合計画」と「山陽小野田市地域福祉計画」を上位計画とし、障がい者施策を推進するための基本目標、基本方針を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障がい福祉施策推進のための指針となるものです。

また、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」との整合性を保ちます。

	第5次山陽小野田市障がい者計画
根拠法	「障害者基本法」第11条第3項
性格	障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした中長期的な計画
今回計画期間	第5次計画：令和6年度～令和11年度（6年間）

## ○山陽小野田市障がい福祉計画

「第7期障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」で、「山陽小野田市障がい者計画」の基本目標、基本方針を実現するための具体的な実施計画と位置づけられます。

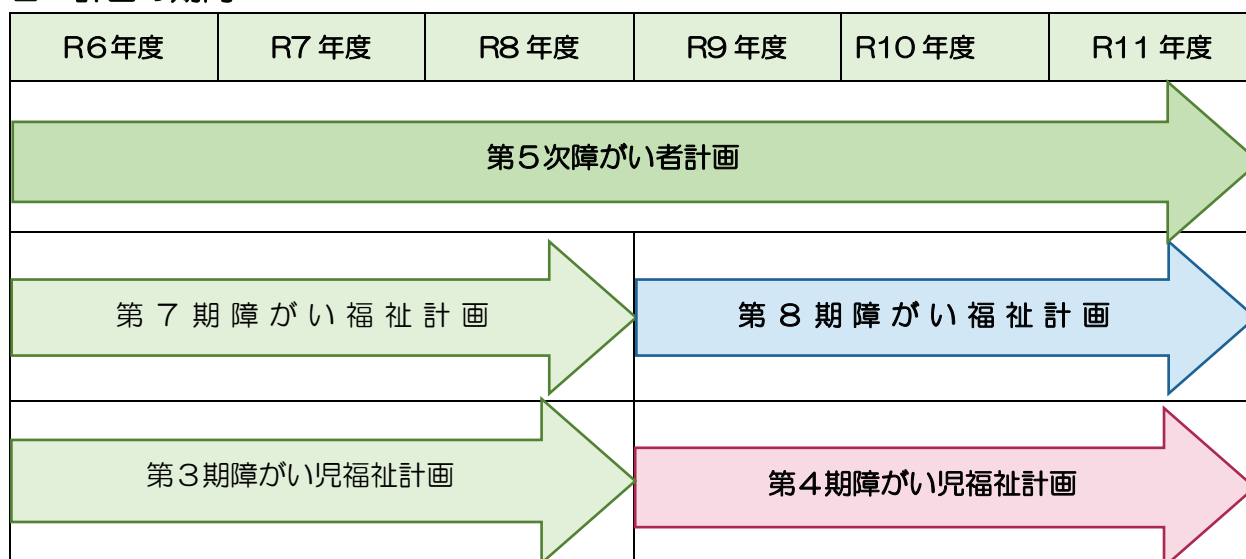
第5期山陽小野田市障がい福祉計画	
根拠法	「障害者総合支援法」第88条第1項
性格	障がい福祉サービス等の見込量、確保の方策を定める3年を1期とする計画
今回計画期間	第7期計画：令和6年度～令和8年度（3年間）

## ○山陽小野田市障がい児福祉計画

「第3期障がい児福祉計画」は、「児童福祉法」第33条の20第1項に定める「市町村障害児福祉計画」で、「山陽小野田市障がい者計画」の基本目標、基本方針を実現するための具体的な実施計画と位置づけられます。

第3期山陽小野田市障がい児福祉計画	
根拠法	「児童福祉法」第33条の20第1項
性格	障がい児通所支援等の見込量、確保の方策を定める3年を1期とする計画
今回計画期間	第3期計画：令和6年度～令和8年度（3年間）

## 2 計画の期間



### 3 アンケートの実施

実施期間：令和4年11月7日～令和4年12月23日

配布数、調査方法、回収率

	対象者	配布数 (有効数)	調査方法	回収率 (%)
第7期障がい福祉計画	18歳以上65歳未満の「身体障害者手帳」、療育手帳、「精神障害者保健福祉手帳」所持者	1,126	郵送による配付回収	40.3
	65歳以上の障がい福祉サービス利用者	46		
第3期障がい児福祉計画	特別支援学級在籍児童・生徒の保護者	221	学校を通じて配付回収	66.2
	総合支援学校等に通学しており障がい福祉サービスを利用している児童・生徒の保護者	64	郵送による配付回収	
	児童発達支援サービスを利用している児の保護者	43	事業所を通じて配付回収	
第5次障がい者計画	20歳～79歳の市民（小野田・山陽地区別、男女別、年代別に無作為抽出）	3,000 (2,992)	郵送による配付回収	30.8

○山陽小野田市自立支援協議会規則

平成21年9月25日規則第44号  
最終改正 平成31年4月1日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第30号）第3条の規定に基づき、山陽小野田市自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、山陽小野田市に居住する障害者の保健・医療・福祉・教育・就労等各種サービスについての総合的な調整・連携の下、障害者が地域で安心して生活できるよう支援するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 関係機関等の業務において課題となった事項への対応策に関すること。
- (2) 地域の関係機関相互の連携に関すること。
- (3) 新たに取り組むべき地域課題への対応に関すること。
- (4) 障害者や家族・地域社会との関係構築に関すること。
- (5) 関係機関等の職員等に対する研修に関すること。
- (6) 福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立・公平性の確保に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(委員)

第3条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療機関を代表する者
- (2) 障害福祉サービス事業所を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募により選出された市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者



- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再委嘱を妨げない。
- 3 委員に欠員を生じた場合はこれを補充し、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(定例会)

第5条 地域の課題について、地域の関係者が定期的に集まり、情報共有及び協議を行うために、定例会を行う。

(運営委員会)

第6条 協議会に協議会の円滑な運営及び、施策の推進のために運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、運営委員長及び運営委員をもって構成する。
- 3 運営委員は、市が相談支援事業を委託している相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19第1項の一般相談支援事業所又は同法第51条の20第1項の特定相談支援事業所をいう。）の相談支援専門員及び、障害福祉サービス事業所を代表する者をもって構成する
- 4 前項の規定にかかわらず、運営委員長が必要と認めるときは、協議会の委員を運営委員会に招集できる。
- 5 運営委員長は、運営委員の中から互選により定める。

(専門部会)

第7条 協議会は、必要に応じて課題解決の目的及び期間を定めた専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 部会員は、運営委員会の中で問題解決に必要と認めた委員をもって構成する。
- 4 部会長は、部会員の互選により定める。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、市長の請求に基づき、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第9条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第10条 委員は、会議及びこの活動を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。